

茨城県報

第 7 4 8 0 号

昭和61年 9 月 1 日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●第二種大規模小売店舗に関する公示 (商業振興課)	1
●保安林指定の解除予定 (林業課)	2
●新規土地改良事業の審査 (2 件) (農地管理課)	2
●新規土地改良事業の認可 (2 件) (")	3
●土地改良法に基づく換地処分 (3 件) (")	3
●都市計画事業の変更認可 (都市施設課)	4

公 告

●予防接種を行う医師 (保険予防課)	4
●昭和61年度火薬類保安責任者試験の実施 (工業振興課)	4
●昭和61年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施 (") 6	
●保安林の皆伐面積の限度公表 (林業課)	11
●道路位置の指定 (2 件) (建築指導課)	12
●道路位置の指定の廃止 (")	12

告 示

茨城県告示第1192号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 (昭和48年法律第 109 号) 第 3 条第 2 項の規定により公示する。

昭和61年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 リビッ ク

2 建物の名称及び所在地

株式会社 リビッ ク鹿島店

鹿島郡鹿島町鉢形1513番地

茨城県告示第1193号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和61年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡波崎町字浜新田7900の1, 7948の3
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

茨城県告示第1194号

明野町長加倉井正利から昭和61年4月11日付けで認可申請のあつた中上野地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 中上野地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和61年9月1日から昭和61年9月22日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 明野町役場

茨城県告示第1195号

明野町長加倉井正利から昭和61年4月11日付けで認可申請のあつた中新田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 中新田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和61年9月1日から昭和61年9月22日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 明野町役場

茨城県告示第1196号

昭和61年 5 月 9 日付けで石岡台地土地改良区から認可申請のあつた河北地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和61年 8 月22日認可した。

昭和61年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1197号

昭和61年 4 月28日付けで辰ノ口堰土地改良区から認可申請のあつた栗原地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和61年 8 月22日認可した。

昭和61年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1198号

昭和61年 7 月29日付け農管指令第 298 号をもつて認可した武井境地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和61年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1199号

昭和61年 7 月21日付け農管指令第 295 号をもつて認可した元栗橋地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和61年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1200号

昭和61年 6 月24日付け農管指令第 281 号をもつて認可した長者山下地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和61年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1201号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和61年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施 行 者 の 名 称 阿見町
- 2 都市計画事業の種類及び名称

昭和58年茨城県告示第1416号土浦・阿見都市計画道路事業

3・4・28 廻戸若栗線

- 3 事業施行期間 自昭和58年10月20日至昭和63年 3 月31日

- 4 事業地

収 用 の 部 分 昭和58年茨城県告示第1416号事業地のうち大字曙地内において事業地を変更する。

公 告

●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条、第 6 条又は第 9 条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が集団接種として行うほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、公告する。

昭和61年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

水戸保健所管内

医 師 名	病 院 名	所 在 地
比 佐 静 枝	水 戸 協 同 病 院	水戸市宮町 3 丁目 2 番 7 号

●昭和61年度火薬類保安責任者試験の実施

火薬類取締法（昭和25年法律第 149 号）第31条第 3 項の規定に基づき、知事が行う昭和61年度甲種火薬類取扱保安責任者試験、乙種火薬類取扱保安責任者試験及び丙種火薬類製造保安責任者試験の実施に関する必要な事項を次のとおり定めたので火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号以下「規則」という。）第73条の規定により公告する。

昭和61年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 試験を実施する場所

水戸市文京2丁目1番1号

茨 城 大 学

なお、都合により会場を変更したときはあらかじめ出願者に対し通知する。

2 試験を実施する日時

昭和61年11月30日(日)午前9時30分開始

3 試験課目及び時間

(イ) 甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験

試験課目 法令及び一般火薬学

午前9時30分から午前11時30分まで

(ロ) 丙種火薬類製造保安責任者試験

試験課目 法令、保安管理技術及び一般教養

試験時間 午前9時30分から午前11時30分まで

4 受験願書の提出期間

昭和61年10月27日(月)から昭和61年10月31日(金)まで

5 受験願書の提出先(次のうち最寄りの事務所)

(イ) 水戸市三の丸1丁目5番38号(県庁内)

県北地方総合事務所商工労政課

T E L 0292238831

(ロ) 日立市会瀬町4丁目9番13号(中小企業福祉センター内)

県北地方総合事務所日立商工分室

T E L 0294337146

(ハ) 鹿島郡鉾田町大字鉾田1367番地の3(鉾田合同庁舎内)

鹿行地方総合事務所商工労政課

T E L 0291(3)4111

(ニ) 土浦市真鍋5丁目17番26号(土浦合同庁舎内)

県南地方総合事務所商工労政課

T E L 0298228511

(ホ) 下館市二木成615番地(下館合同庁舎内)

県西地方総合事務所商工労政課

T E L 02962(4)2226

6 受 験 手 続(提出書類)

(イ) 受験願書(所定の用紙を使用すること。用紙は願書提出先に請求すること。)

(ロ) 履歴書(所定の用紙を使用すること。用紙は願書提出先に請求すること。)

(ハ) 写真〔正面上半身像（縦6cm×横5cm）で出願前6ヶ月以内に撮影したもの。〕

(ニ) 住 民 票 1 通

(ホ) 課目免除の申請をしようとする者は上記のほか、試験課目免除申請書に免除の資格を証明する書類を添付すること。

(ヘ) 受験手数料

受験手数料は受験願書に、3,800円の茨城県収入証紙を貼付して納入のこと。なお、収入済の手数料は返還しない。

7 課目免除の適用

次の資格を有する者は、願書提出の際、試験課目免除申請書にその資格を証明する書類を添付することにより当該課目を免除する。

(1) 甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を受けようとする者

(イ) 規則第76条第1号に掲げる者は、甲種又は乙種火薬類製造保安責任者免状の写しを添付することにより全課目を免除する。（免状の写しは受付の際、正本との照合を受けること。）

(ロ) 規則第76条第2号及び第3号に掲げる者は、当該学校の卒業証明書並びに単位取得証明書を添付することにより一般火薬学を免除する。

(2) 丙種製造保安責任者試験を受けようとする者。

(イ) 規則第75条第1号、第2号及び第4号に掲げる者は、当該学校の卒業証明書並びに単位取得証明書を添付することにより法令以外のものを免除する。

8 合 格 発 表

合格者に通知するほか、昭和61年12月15日（月）に受験願者の提出先及び工業振興課に掲示する。

9 注 意 事 項

(イ) 試験当日、受験者は受験票を持参し、試験開始30分前までに試験場に集合すること。（不携行の者は、受験できないことがあります。）

(ロ) 願書提出後は、試験の種類の変更は認めない。

(ハ) 願書は提出先へ直接持参すること。

●昭和61年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定に基づき、知事が行う製造保安責任者免状（乙種化学、丙種化学（液化石油ガス）、丙種化学（特別試験科目）、乙種機械、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械）及び販売主任者免状（第一種、第二種）に係る昭和61年度高圧ガス製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施に関し、必要な事項を次のとおり定めたので公告する。

昭和61年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 試験を実施する日時

昭和61年11月30日（日）午前9時30分開始

2 試験を実施する場所

水戸市文京2丁目1番地

茨 城 大 学

なお、都合により会場を変更したときはあらかじめ出願者に対し通知する。

3 受験願書の提出期間

昭和61年9月24日（水）から昭和61年9月30日（火）まで

4 受験願書の提出先（次のうち最寄りの各地方総合事務所商工労政課及び県北地方総合事務所日立商工分室）

(1) 水戸市三の丸1丁目5番38号（県庁内）

県北地方総合事務所 商工労政課

電話番号（0292）21—8111 内線5422

(2) 日立市会瀬町4丁目9番13号（中小企業福祉センター内）

県北地方総合事務所 日立商工分室

電話番号（0294）35—7146

(3) 鹿島郡鉾田町大字鉾田1367番地の3（鉾田合同庁舎内）

鹿行地方総合事務所 商工労政課

電話番号（0291）3—4111 内線222

(4) 土浦市真鍋5丁目17番26号（土浦合同庁舎内）

県南地方総合事務所 商工労政課

電話番号（0298）22—8511 内線316

(5) 下館市二木成615番地（下館合同庁舎内）

県西地方総合事務所 商工労政課

電話番号（0296）24—2211 内線215

5 試験の種類及び受験手数料

受験手数料は受験願書の提出時に、下記の金額の茨城県収入証紙をもつて納入のこと。なお、納入済の手数料は返還しない。

試 験 の 種 類	受験手数料
乙種化学製造保安責任者（以下この公告において「乙種化学」という。）	3,600円
乙種機械製造保安責任者（以下この公告において「乙種機械」という。）	3,600円
丙種化学製造保安責任者（液化石油ガス）（以下この公告において「丙種化学（液石）」という。）	3,400円

丙種化学製造保安責任者（特別試験科目）（以下この公告において「丙種化学（特別）」という。）	3,400円
第二種冷凍機械製造保安責任者（以下この公告において「第二種冷凍」という。）	3,600円
第三種冷凍機械製造保安責任者（以下この公告において「第三種冷凍」という。）	3,400円
第一種販売主任者（以下この公告において「第一種販売」という。）	3,100円
第二種販売主任者（以下この公告において「第二種販売」という。）	2,400円

6 受験手続（提出書類）

- (1) 受験願書（所定の用紙を使用すること。用紙は願書提出先に用意してあります。）
- (2) 写真（正面上半身像の縦6cm、横5cm（枠なし）で出願前6ヶ月以内に撮影したもの。）
- (3) 科目免除の申請をしようとする者は、上記のほか、講習の修了証書（写しでも可）または、試験の合格通知書（写しでも可）若しくは免状の写しを添付すること。
- (4) 受験手数料（前記5の表の受験手数料を受験願書に添付すること。）

7 試験科目及び試験時間

(1) 試験科目

	試 験 の 科 目		
乙種化学	高圧ガス取締法に係る法令	高圧ガスの製造（冷凍のための製造を除く。以下この項から乙種機械の項までにおいて同じ。）に必要な化学に関する通常の保安管理の技術	高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学
丙種(液化石)化学	同 上	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学
丙種(特別)化学	同 上	高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学
乙種機械	同 上	高圧ガスの製造に必要な機械に関する通常の保安管理の技術	高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学

第二種冷凍	同 上	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び機械工学
第三種冷凍	同 上	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	
第一種販売	同 上	高圧ガス（液化石油ガスを除く。）販売に必要な通常の保安管理の技術	
第二種販売	同上及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）（以下この公告において液化石油ガス法という。）に係る法令	液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	
	以下この欄の試験科目を「法令」という。	以下この欄の試験科目を「保安管理技術」という。	以下この欄の試験科目を「学識」という。

(2) 試験時間

法 令	保 安 管 理 技 術	学 識
9 時 30 分 か ら 10 時 30 分 ま で	10 時 45 分 か ら 12 時 15 分 ま で	13 時 か ら 15 時 ま で

8 科目免除の適用

次の表の資格を有する者は、願書提出の際、その資格を証明する書類を添付することにより、当該科目を免除する。

受験願書の種類	免 除 を 申 請 す る 資 格	免除される試験科目
乙種化学	製造第2講習の修了者 (高圧ガス取締法第31条第3項の規定による講習。以下この免除を申請する資格の欄において同じ。)	保安管理技術 学識
丙種化学 (液石)	製造第3講習の修了者	保安管理技術 学識
丙種化学 (特別)	製造第4講習（昭和51年2月22日以後のものに限る。）の修了者	保安管理技術 学識

乙種機械	昭和51年2月21日以前の場合は、製造第5講習の修了者 昭和51年2月22日以後の場合は、製造第6講習の修了者	保安管理技術 学識
第 二 種 冷 凍	昭和51年2月21日以前の場合は、製造第7講習の修了者 昭和51年2月22日以後の場合は、製造第8講習の修了者	保安管理技術 学識
第 三 種 冷 凍	昭和51年2月21日以前の場合は、製造第8講習の修了者 昭和51年2月22日以後の場合は、製造第9講習の修了者	保安管理技術
第 一 種 販 売	販売第1講習の修了者	保安管理技術
	丙種化学（特別）の試験に合格した者	法 令
	甲種化学，乙種化学，甲種機械の試験に合格した者	法 令 保安管理技術
第 二 種 販 売	販売第2講習の修了者	保安管理技術
	丙種化学（特別）の試験に合格した者	高圧ガス取締法 に係る法令
	甲種化学，乙種化学，甲種機械，乙種機械，昭和51年2月 22日以後の丙種化学（液石）の試験に合格した者	高圧ガス取締法 に係る法令 保安管理技術
	昭和51年2月21日以前の丙種化学の試験に合格した者	法 令 保安管理技術

9 合 格 発 表

合格者に通知するほか、昭和61年12月8日（月）に前記4の受験願書の提出先及び工業振興課に掲示して行う。

10 注 意 事 項

- (1) 願書は、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時までに（ただし土曜日は午前9時から正午まで）4の願書提出先へ直接持参すること。
- (2) 科目免除を証明する書類が写しである場合は照合のため、必ず正本を持参し、受験願書提出の際、確認を受けること。
- (3) 試験当日受験者は、受験票を持参し、試験開始30分前までに試験場に集合すること。（不携行の者は受験できないことがある。）
- (4) 試験場の附近には駐車場がないので、電車・バス等の交通機関を利用すること。（試験場の構内には駐車できません。）

●保安林の皆伐面積の限度公表

森林法施行令 (昭和26年政令第 276 号) 第 4 条の 2 第 3 項の規定により, 昭和60年度における保安林の皆伐による立木の伐採について森林法 (昭和26年法律第 249 号) 第34条第 1 項の規定により許可する皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和61年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

皆 伐 面 積 の 限 度

(単位:ヘクタール)

同一の単位とされている保安林		皆伐面積 の 限 度	同一の単位とされている保安林		皆伐面積 の 限 度
多 賀 北 部	水源かん 養 保 安 林	80.08	水 戸 鹿 行 区 地 区	水源かん 養 保 安 林	0.53
	土砂流出防備保安林	5.99		土砂流出防備保安林	0.19
	飛 砂 防 備 保 安 林	0.17		飛 砂 防 備 保 安 林	2.66
	防 風 保 安 林	0.06		防 風 保 安 林	1.00
	干 害 防 備 保 安 林	0.03		干 害 防 備 保 安 林	0.22
			霞ヶ浦地区	土砂流出防備保安林	1.58
多 賀 南 部	水源かん 養 保 安 林	143.46		防 風 保 安 林	0.08
	土砂流出防備保安林	4.18		干 害 防 備 保 安 林	5.64
	防 風 保 安 林	0.04	笠 間 地 区	水源かん 養 保 安 林	22.37
	保 健 保 安 林	1.78		土砂流出防備保安林	20.95
里川山田川	水源かん 養 保 安 林	96.78	鬼怒川下流	水源かん 養 保 安 林	15.37
	土砂流出防備保安林	2.84		土砂流出防備保安林	27.36
	保 健 保 安 林	1.91		干 害 防 備 保 安 林	0.96
久 慈 川	水源かん 養 保 安 林	96.41	合 計 597.12		
	土砂流出防備保安林	33.33			
	保 健 保 安 林	2.15			
那 珂 川	水源かん 養 保 安 林	21.02			
	土砂流出防備保安林	7.84			
	干 害 防 備 保 安 林	0.14			

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和61年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
石土木指令 第278号	61. 8. 22	有限会社 大成ハウジン グセンター 代表取締役 未岡 勉	東京都品川区西 五反田7丁目 9番4号	結城郡八千代町大字菅 谷字新田山1041番4	メートル 4.20	メートル 31.75
潮土木指令 第444号	61. 8. 21	森作 昭市	鹿島郡鉾田町田 串挽764	鹿島郡鉾田町串挽字小 沼1387-3	4.50	35.00

●道路位置の指定の廃止

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けた道路の一部を次のとおり廃止した。

昭和61年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

廃止番号	廃 止 年 月 日	申 請 者		廃止した道路の位置	廃止した道路 幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜土木指令 第743号	61. 8. 21	鈴木 親	東京都品川区大 井3-18-38- 225	牛久市牛久町703-2 のうち分筆後703-25, 703-15の一部及び703 -16の一部	4.00	6.04

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所